

姫路市予防接種実施要領

必ず、実施前にお読みください

● 姫路市予防接種実施要領

1 接種事務の流れ

2 接種の手順

3 その他

4 添付資料

別紙 1 予防接種済証

別紙 2 予防接種事故（過誤）報告書

別紙 3-1 予防接種後副反応疑い報告書

別紙 3-2 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）調査票

別紙 3-3 ギラン・バレー症候群（GBS）調査票

別紙 3-4 血栓症（TTS）調査票

別紙 4 長期療養が必要な疾患等で定期予防接種を受ける機会を逃した方で予防接種を希望される方へ

別紙 5 長期療養が必要な疾患で定期予防接種を受ける機会を逃した予防接種についての申請書

別紙 6 不応用予診票

別紙 7 姫路市 B 型肝炎定期予防接種申請書兼報告書

別紙 8 紛失者用予防接種予診票

姫路市保健所 防疫課

〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

TEL (079) 289-1721

FAX (079) 289-0210

2023 年 8 月 1 日 改定

姫路市予防接種実施要領

1 接種事務の流れ(医療機関の登録から費用の請求まで)

1) 定期予防接種業務を受託する医療機関は、姫路市と姫路市医師会を代理人とする「姫路市地域包括業務委託契約※¹」を締結します。

- ① 姫路市ホームページより電子申請を行う
(姫路市地域保健包括業務委託 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023693.html>)
- ② 委任状を姫路市へ提出する
- ③ 契約を締結する※²
- ④ 毎年12月頃に実施業務に変更があるか確認、変更があれば申請を行う
- ⑤ 委任状を姫路市へ提出(1月頃)(変更がある場合のみ)
- ⑥ 毎年4月1日付で契約を締結する

2) 接種者が必要書類を持参し予防接種実施医療機関にて接種します。

3) 費用の請求は、予防接種毎に取りまとめた1か月分の予診票を、実施報告書兼請求書※³に添付し、翌月10日までに姫路市医師会庶務課に提出してください。

4) 提出された予診票は、姫路市で法の規定による予防接種であるか内容を審査します。

5) 委託料は、翌々月末までに姫路市から各医療機関へ支払います。

※¹ 姫路市地域包括業務委託についての詳細は、姫路市ホームページ「姫路市地域保健包括業務委託」(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023693.html>)のページをご確認ください。

※² 定期予防接種の受託医療機関は、予防接種手帳や姫路市ホームページ等で公開されます。

※³ 実施報告書兼請求書の様式は姫路市ホームページ(下記のページ)に掲載しています。

「姫路市地域保健包括業務委託」 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023693.html>

「予防接種実施医療機関宛て情報」 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003599.html>

2 接種の手順

1) 対象者の確認

① 被接種者の本人確認(マイナンバーカード、乳幼児医療証、健康保険証等の確認)

② 姫路市民の確認(マイナンバーカード、乳幼児医療証、健康保険証等の確認)

※接種日時点で姫路市民

③ 予防接種の種類、接種期間(対象年齢)、接種間隔の確認※

【注1】A類予防接種(風しん第5期を除く。)については、母子健康手帳の接種歴を必ず確認してください。

なお、高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ予防接種については、実施時期の前に、別途案内を送付します。

※対象年齢等の確認は、「定期接種実施要領」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)、「予防接種ガイドライン」(例年4月頃に配布)又はホームページ等を参照してください。

2) 予診票

予診票に予防接種券が貼り付けられているか確認してください。(高齢者インフルエンザ予防接種を除く。) 予防接種券を持参した場合のみ公費対象となります。

- ① A類予防接種(ヒトパピローマウイルス感染症を除く): 予防接種手帳にはさみこまれた予診票を使用してください。
- ② ヒトパピローマウイルス感染症: 対象者に別途送付している予診票または医療機関に配布している予診票を使用してください。
- ③ 風しん第5期: 医療機関に配布している予診票を使用してください。
- ④ 高齢者肺炎球菌: 対象者に別途送付している予診票を使用してください。
- ⑤ 高齢者インフルエンザ: 医療機関に送付される予診票を使用してください。

3) 予診票の確認、予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者の確認

予診票の各項目の確認、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種不適合者及び予防接種要注意者に該当するかどうか確認を行ってください。また、接種の可否に関する診断をし、保護者へ説明をしてください。

署名は医師の直筆で行うか、ゴム印等で記名した場合は医師の押印を行ってください。ワクチン名とロット番号、接種量、実施場所、医師名等を記載してください。

4) 予防接種後副反応・健康被害救済制度等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後副反応及び予防接種健康被害救済制度について、被接種者または保護者へ適切な説明を行い、予防接種の実施に関して予診票に署名(同意)を得た場合に限り接種を行ってください。

5) 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

A類予防接種については、母子健康手帳に必要事項を記載してください。

また、高齢者予防接種およびHPVキャッチアップ接種(母子健康手帳を持参していない場合に限る)については、「予防接種済証…別紙1」を、風しん第5期については予診票の複写の控えまたは写しを交付してください。

6) 接種費用

① A類予防接種

接種対象者が、姫路市の発行する予防接種券を持参した場合のみ無料となります。

姫路市民でない者及び対象者以外の者は、全額自己負担となります。

【注2】・紛失・転入等で予防接種券等を持参していない場合は、保健センター・分室窓口で再発行*を受けた後に接種をしてください。ただし、接種当日が閉庁日等であり、やむを得ずその日に接種しなければならない場合(対象年齢を過ぎてしまう等)は、乳児医療証等で姫路市民であること及び母子健康手帳で接種歴を確認できた場合に限り「紛失者用予防接種予診票…別紙8」を用いて接種することができます。なお、健康

番号の記載については「3 その他 9」紛失者用予防接種予診票に記載する健康番号の確認方法等について」を確認してください。

- ・ B型肝炎予防接種を予防接種券発行前に接種する場合「姫路市B型肝炎定期予防接種申請書兼報告書…別紙7」の提出が必要です。

※予防接種券の再発行申請は、姫路市ホームページから電子申請も可能（1週間～10日程度日数を要する）

② 高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ

接種対象者が、姫路市の発行する予防接種券を持参した場合のみ公費負担となります。姫路市民でない者及び対象者以外の者は、全額自己負担になります。

※詳細は実施時期前に案内を送付します。

※高齢者インフルエンザ予防接種の接種券はありません。

3 その他

1) 予防接種に係る事故(過誤)

予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、万が一、事故が発生した場合には、「予防接種による間違い(過誤)報告書…別紙2」にて、姫路市保健所防疫課(FAX:079-289-0210)と、姫路市医師会危機管理対策室(FAX:079-295-3331)に速やかに報告してください。

2) 副反応疑い報告

医師等が予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第5条に規定する症状(別紙3-1 予防接種後副反応疑い報告書(様式1)の報告基準を参照)を診断した場合には、以下のいずれかの方法で、速やかに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に報告してください。

① 電子報告システム (<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)

② 「別紙3-1 予防接種後副反応疑い報告書(様式1)」をFAX(0120-176-146)にて報告
急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレ症候群および血栓症と疑われる場合は、各調査票も合わせて報告すること。

③ 予防接種後副反応疑い報告書入力アプリ※にて作成した様式を使用して報告

※国立感染症研究所のホームページからダウンロード

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>)

3) 定期予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種を受けたことにより健康被害が起きた場合、本人・家族などが健康被害救済制度の申請をします。予防接種と因果関係があると認定された場合、予防接種法により医療費等の給付を受けることができます。ただし、定期予防接種でも、決められた接種期間・接種間隔から外れた場合は任意接種となり独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済と、姫路市が加入する行政措置賠償補償保険に基づく救済を受けることとなり、救済の対象や給付額が少なくなります。

4)各予防接種の詳細について

各予防接種の接種方法、接種上の注意点、ワクチン等の詳細は、「定期接種実施要領」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）、「予防接種ガイドライン（例年 4 月頃に配布）」又は厚生労働省もしくは姫路市ホームページ等を参照してください。

5)市民以外の接種について

市民でない者が里帰り等の理由で定期接種を希望する場合、居住地（住登地）の自治体を作成する医療機関宛ての依頼文が必要です。公費負担の有無、接種後の報告要否については依頼文に記載されている内容で対応してください。

6)保護者の同伴について

被接種者が 16 歳未満の場合は、原則保護者の同伴が必要です。ただし、日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種（いずれも 13 歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの同意を予診票上の保護者自署欄にて確認でき、かつ、緊急連絡先が確認できた者については、保護者の同伴がなくても接種可能です。

7)長期にわたり療養を必要とする疾患にかかった者等の定期接種について

定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ずその予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、対象年齢を過ぎていても定期予防接種を受けることができます。

予防接種の実施が可能になった後、接種を希望する者は「長期療養が必要な疾患等で定期予防接種を受ける機会を逃した方で予防接種を希望される方へ…別紙 4」及び「長期療養が必要な疾患で定期予防接種を受ける機会を逃した予防接種についての申請書…別紙 5」を患者へ渡し姫路市（保健所防疫課）へ申請書（別紙 5）を提出させてください。内容を審査した後、制度に該当する方へは姫路市から承認書が発行されます。医療機関は承認書を持参した場合のみ接種を実施してください。なお、実施期間等は承認書に記載しているのでご確認ください。

8)接種不応の取扱いについて

- ① 不応料（予防接種不相当者）の請求時は、接種を見合わせる理由を予診票に明記してください。
- ② 予防接種不相当者へは、医療機関にて「不応用予診票…別紙 6」に必要事項を記載し渡してください。なお、別紙 6 に記載する接種番号・予防接種名は別表のとおりです。
- ③ 同時接種をした場合の不応料は、いずれか 1 種類の予防接種が支払いの対象となります。
- ④ 予防接種実施報告書兼請求書の接種不可欄に件数を記載し、実施報告書兼請求書に予診票をホチキスでとめて提出してください。

9)紛失者用予防接種予診票に記載する健康番号の確認方法等について

- ① 平成29年度版の母子健康手帳から下のとおり健康番号のシールを貼り付ける箇所を設けています。

予防接種の記録 Immunization Record				予防接種の記録は、将来、進学や就職、海外渡航のときなどに使用することがありますので、大切に保管しておいてください。			
				※姫路市健康番号			
●2か月になったら受け始める定期予防接種				●3か月以降に受け始める定期予防接種			
ワクチンの種類 Vaccine (※公費対象年齢)	予定 (推奨年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	ワクチンの種類 Vaccine (※公費対象年齢)	予定 (推奨年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician
Hib(ヒブ)感染症 Hib infection (※2か月～60か月未満)	1回 予定 (生後2か月)			四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ) Diphtheria Pertussis Tetanus Polio (※3か月～90か月未満)	1回 予定 (生後3か月)		
	2回 予定 (1回目から4週間後)				2回 予定 (1回目から3～8週間以内)		
	3回 予定 (2回目から4週間後)				3回 予定 (2回目から3～8週間以内)		
	追加 予定 (3回目から約1年後)				1期追加 予定 (3回目から12～18か月)		
小児の 肺炎球菌感染症	1回 予定 (生後2か月)			BCG (※1歳未満)	1回 予定 (生後5～8か月未満)		
	2回 予定 (1回目から4週間後)				2回 予定 (生後5～8か月未満)		

- ② 平成28年度以前の母子健康手帳をお持ちの方は確認できませんので、健康番号は空白でかまいません。

※保健センター・分室窓口で予防接種券の再発行をした後に接種することが原則ですが、接種当日が閉庁日等であり、やむを得ずその日に接種しなければならない場合(対象年齢を過ぎてしまう等)は、乳児医療証等で姫路市民であること及び母子健康手帳で接種歴を確認できた場合に限り接種することができます。

●別表 接種番号と予防接種名

接種番号	予防接種種類		
4	BCG		
17	麻しん風しん(MR)	1期	
18		2期	
11	二種混合		
12	日本脳炎	1期	1回目
13			2回目
14			追加
15		2期	
29	ヒブ	1回目	
30		2回目	
31		3回目	
32		4回目	
33	小児肺炎球菌	1回目	
34		2回目	
35		3回目	
36		4回目	
44	四種混合	1回目	
45		2回目	
46		3回目	
47		追加	

接種番号	予防接種種類	
52	B型肝炎	1回目
53		2回目
54		3回目
37	HPV2価	1回目
38		2回目
39		3回目
55	HPV4価	1回目
56		2回目
57		3回目
64	HPV9価	1回目
65		2回目
66		3回目
50	水痘	1回目
51		2回目
59	ロタウイルス1価	1回目
60		2回目
61	ロタウイルス5価	1回目
62		2回目
63		3回目
80	高齢者肺炎球菌	